

4 . 河川整備の実施に関する事項

4 . 1 河川整備の実施に関する基本的な考え方

河川整備計画の実施にあたっては、河川全体をいかに良くしていくかという視点をもって、地域の暮らしや文化にも配慮し、河川が本来有している生物の良好な生息・生育・繁殖環境、並びに多様で美しい河川風景を保全あるいは創出することを基本的な考えとします。

4 . 1 . 1 洪水による災害の発生の防止又は軽減

整備目標流量に対し、破堤・越水等による家屋浸水等の被害を防止するため、堤防の整備及び質的な強化、河道掘削、橋梁、堰等の横断工作物の改築や内水対策と合わせて、日常の河川維持管理を行います。

本川及び支川の整備にあたっては、整備による流出増が下流に新たな負荷を与えることがないように、本川下流部において堤防の築堤・河道掘削による流下能力の確保を図った上で、中上流部及び支川での築堤・河道掘削等による流下能力の向上を段階的に進めるなど、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を進めます。また、横断工作物の改築方法等については施設管理者と協議しながら実施します。

4 . 1 . 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

適正な水利用を維持していくために、取水量等の把握及び指導を継続していきます。また、流水の正常な機能を維持するために河川利用者・関係機関・河川管理者等が連携して取り組んでいきます。

4 . 1 . 3 河川環境の整備と保全

自然環境については、河道内の植生、瀬・淵などが豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育の場を提供していることから、それらを保全するため、河川水辺の国勢調査などの継続的なモニタリングによる環境の変化の把握に努めます。

水質については、「清流ルネッサンス」に基づいた行動計画を実施するとともに、地域住民及び関係機関との連携のもと水質の向上に努めます。

河川空間の利用については、豊かな自然環境や地域の歴史・文化、風土を踏まえ、川の魅力が地域の活性化に連動するような遠賀川を目指し、多様な利用形態や身近な環境学習や自然体験の場として活用、維持・保全に努めます。また、河川空間の利用実態や地域のニーズを把握しながら、河川空間の整備と保全、適正な利用、及び河川美化を推進するための対策に努めます。

さらに、周辺地域の自然環境や風土と一体となって形成される特徴的な河川景観について、可能な限りその維持・形成に努めます。

これら「河川整備の実施に関する事項」については、それぞれの目標が調和しながら達成できるよう、また、文化・歴史・風土や景観、動植物の多様な生息・生育環境を重視し、総合的な視点で順応的・段階的に進めます。さらに、計画・設計から施工・維持管理に関しトータルのコスト縮減を目指し、事業の効率化を図ります。

4 . 2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能概要

4 . 2 . 1 洪水対策に関する整備

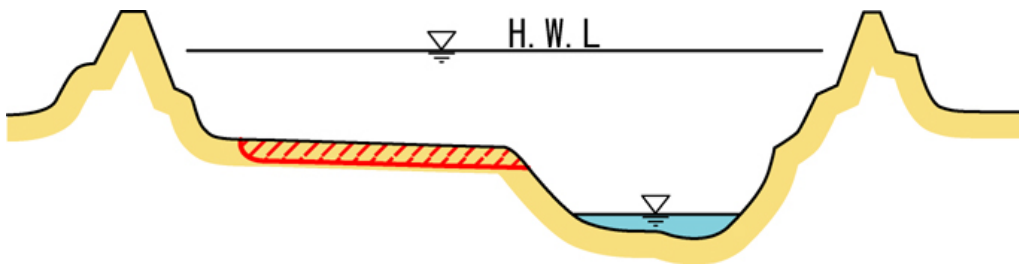
整備目標流量に対し、家屋浸水等の被害を防止する対策としては、以下のような河川改修を進めていきます。

- (1) 河道掘削及び築堤工事
- (2) 堰改築及び橋梁の架替
- (3) 堤防強化対策
- (4) 内水対策

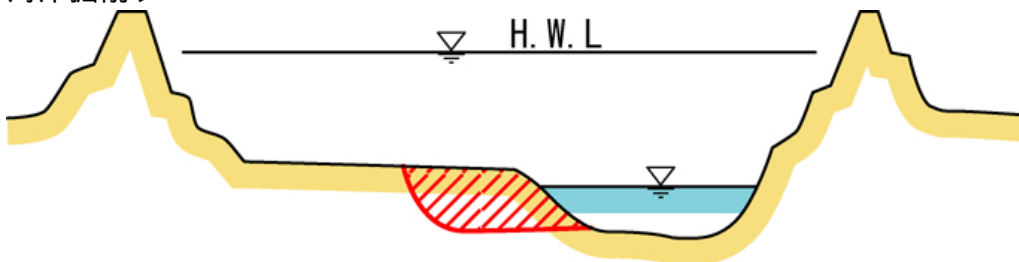
(1) - 河道掘削

河川整備計画において目標とする洪水に対し、破堤や越水による甚大な被害を防止する対策として、目標流量を計画高水位以下で流下させるために、流下能力が不足する箇所の河道掘削を実施します。さらに、洪水の流下形態を踏まえ必要な箇所には護岸や水制工を施し洪水流による浸食を防止します。

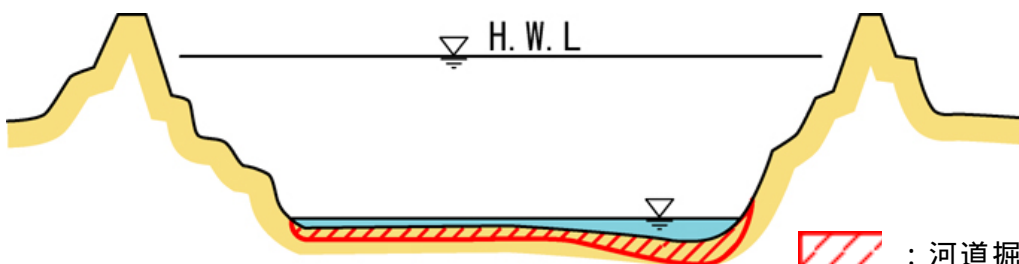
〔高水敷切下げ〕



〔河岸掘削〕



〔河床切下げ〕




 : 河道掘削

図4.2.1 掘削形状模式図

4 . 河川整備の実施に関する事項

河道掘削に際しては、比較的川幅が広く高水敷にゆとりのある場所は、必要に応じて、水際までを緩やかな勾配で掘削するなど、水際の多様性を創出するとともに、安全に川に近づける形状とします。



写真4.2.1 施工事例（直方市）

なお、河道掘削及び河道内の樹木群の伐採に際しては、多様な魚介類、底生動物などの生息・生育の場となっている砂州、瀬、淵や産卵場など周辺環境に与える影響が極力少なくなるよう配慮するとともに、貴重な植生等については、必要に応じ移植などの措置を講じます。また、樹木群については将来の樹木管理が容易となるよう掘削や伐採の形状を検討します。

(1) - 築堤工事

河道掘削と合わせ、河川整備計画で目標とする流量を安全に流すため、堤防のない無堤部の解消や、既存堤防の高さや断面幅が不足する箇所の整備等を行います。なお、整備にあたっては、その時の河道状況や上下流、左右岸のバランスを勘案しながら実施していきます。

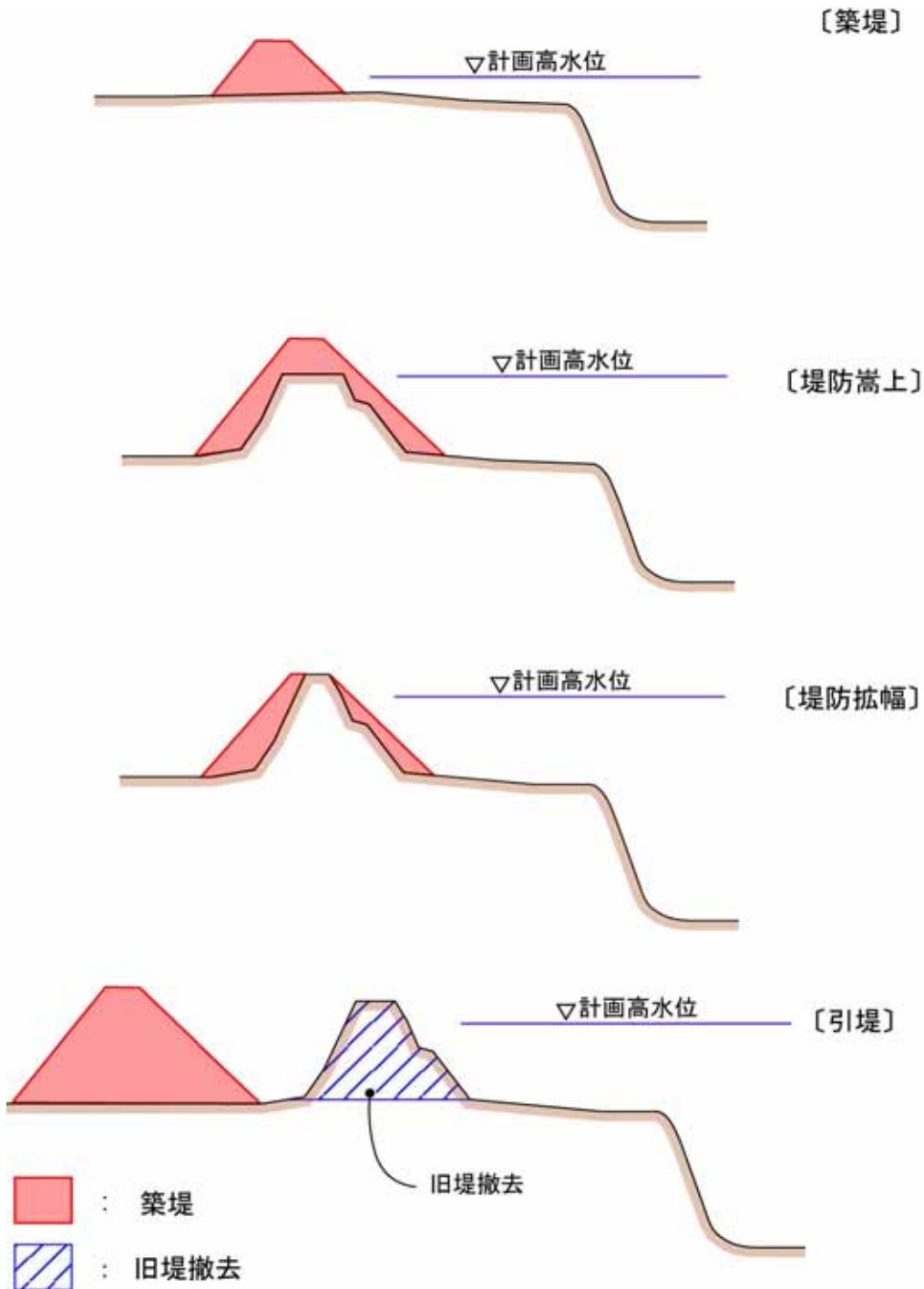


図4.2.2 築堤形状模式図

(2) 堰改築及び橋梁の架替

洪水の流下を著しく阻害している堰、橋梁等の横断工作物を、河道掘削及び築堤と併せて改築していきます。

なお、横断工作物の改築方法等については、施設管理者と協議しながら実施していきます。

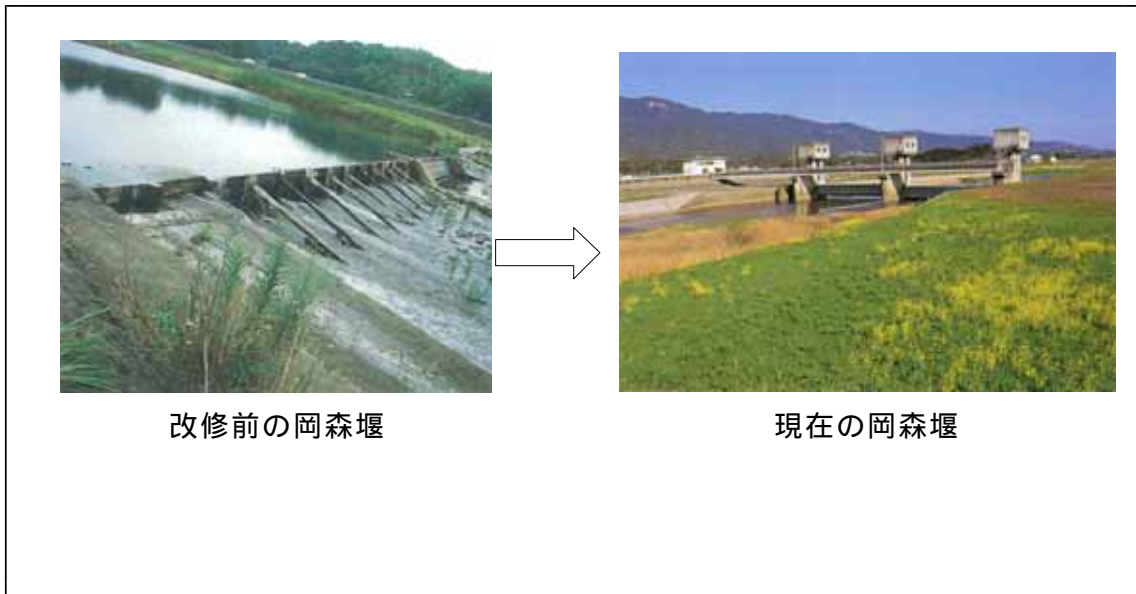


写真4.2.2 堰の改築（彦山川岡森堰）



写真4.2.3 橋梁架替（遠賀川芳雄橋の架替プラン）

(3) 堤防強化対策

遠賀川の堤防は、過去の洪水の経験に基づいて新設や補強を実施してきましたが、築造の履歴や材料構成が明確でない箇所もあります。これらの河川堤防については、掘削土を築堤に利用するなど、内部構造が不明確な箇所もあり工学的に検討されたものではありません。そこで、堤防の詳細点検を実施し、堤防強化対策が必要な箇所については、対策を実施します。

(4) 内水対策

洪水の発生に伴い、内水により床上浸水が頻発することが予測される学頭、^{がくとう}菰田、^{こもだ}直方地区等において内水対策等を実施します。実施にあたっては、過去の被害実績や浸水特性、土地利用状況等をふまえ検討していきます。この場合、関係機関と連携して対応していきます。

遠賀川下流ブロック)

遠賀川 (0k000 ~ 15k000 :河口 ~ 犬鳴川合流点)

・黒川 (0k000 ~ 3k600)

・西川 (0k000 ~ 5k500)

計画高水位に対して堤防の高さや幅が不足している区間において、築堤を行います。
 洪水の流下が小さい区間において、河道掘削を行います。
 洪水の流下を著しく阻害している横断工作物については、改築を行い、洪水位を下げます。

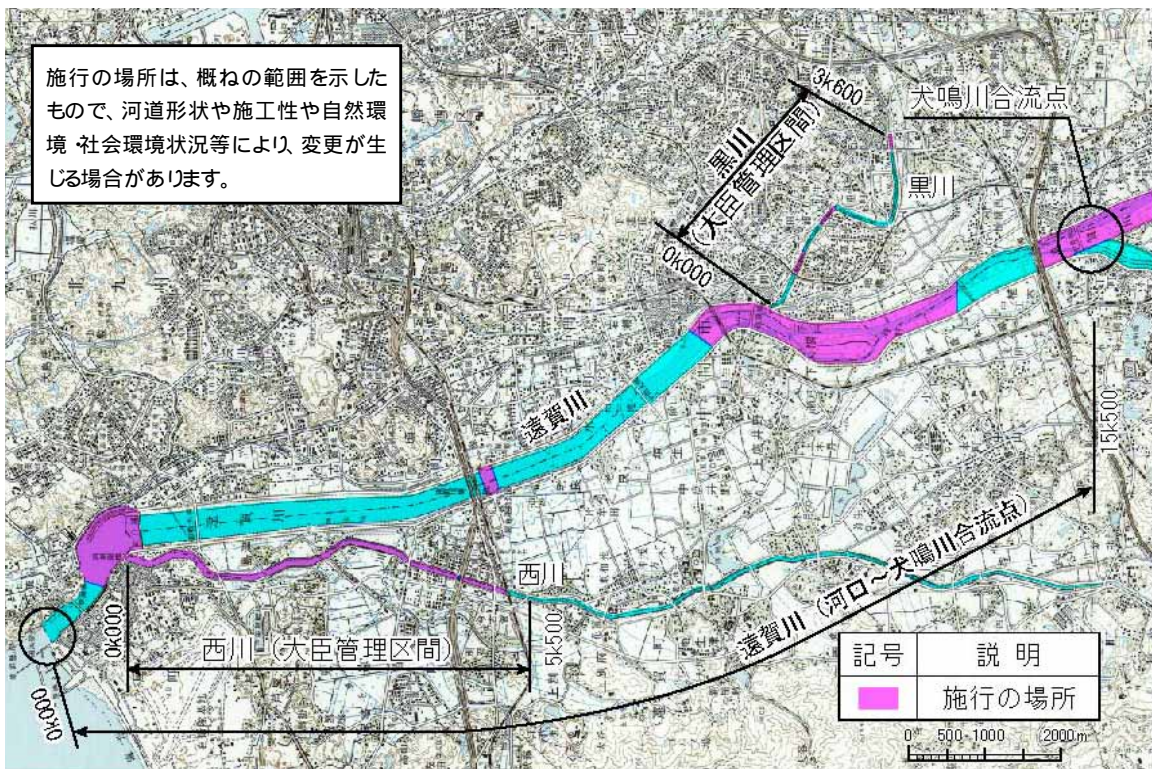


図4.2.3 (1) 施行の場所位置図〔遠賀川下流ブロック〕

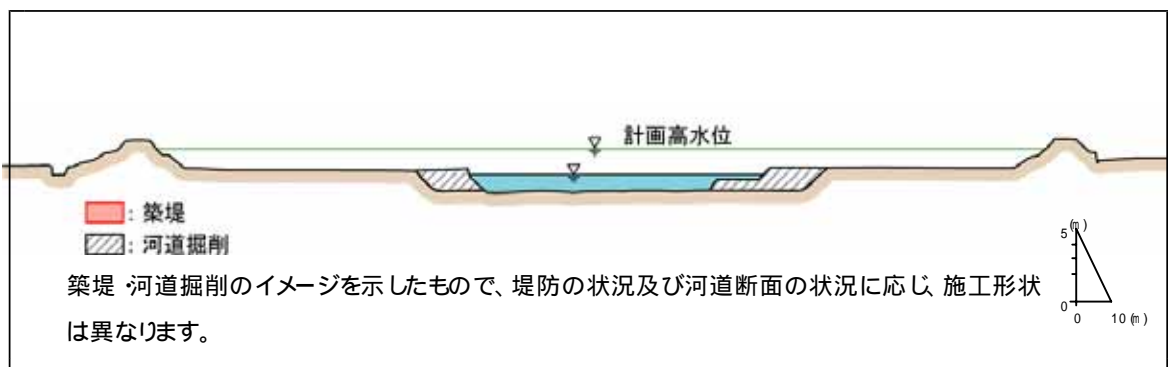


図4.2.3 (2) 遠賀川下流ブロックイメージ図

〔遠賀川中流ブロック〕

遠賀川 (15k000 ~ 30k000 :犬鳴川合流点 ~ 鯉田堰)

計画高水位に対して堤防の高さや幅が不足している区間において、築堤を行います。
 洪水の流下が小さい区間において、河道掘削を行います。
 洪水の流下を著しく阻害している横断工作物については、改築を行い、洪水位を下げます。
 ・内水被害が著しい居立川の^{いたち}内水対策を行います。

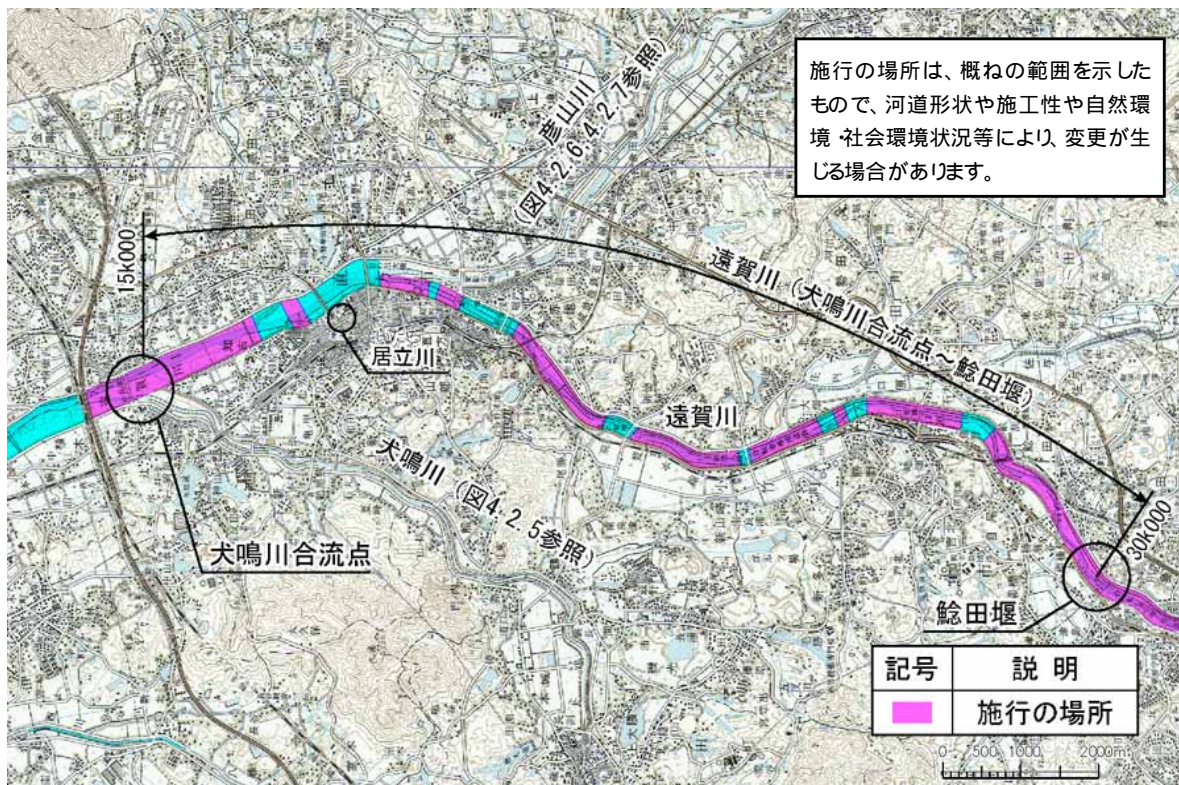


図4.2.4 (1) 施行の場所位置図〔遠賀川中流ブロック〕

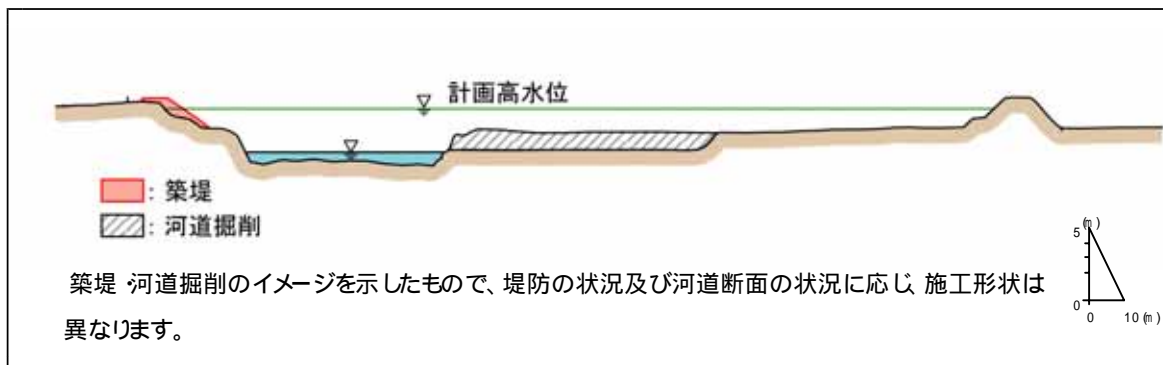


図4.2.4 (2) 遠賀川中流ブロックイメージ図

〔遠賀川上流ブロック〕

遠賀川 (30k000 ~ 47k800 鯉田堰 ~ 大臣管理区間上流端)

計画高水位に対して堤防の高さや幅が不足している区間において、築堤を行います。
 洪水の流下が小さい区間において、河道掘削を行います。
 洪水の流下を著しく阻害している横断工作物については、改築を行い、洪水位を下げます。
 内水被害が著しい熊添川、三緒浦川の内水対策を行います。



図4.2.5 (1) 施行の場所位置図〔遠賀川上流ブロック〕

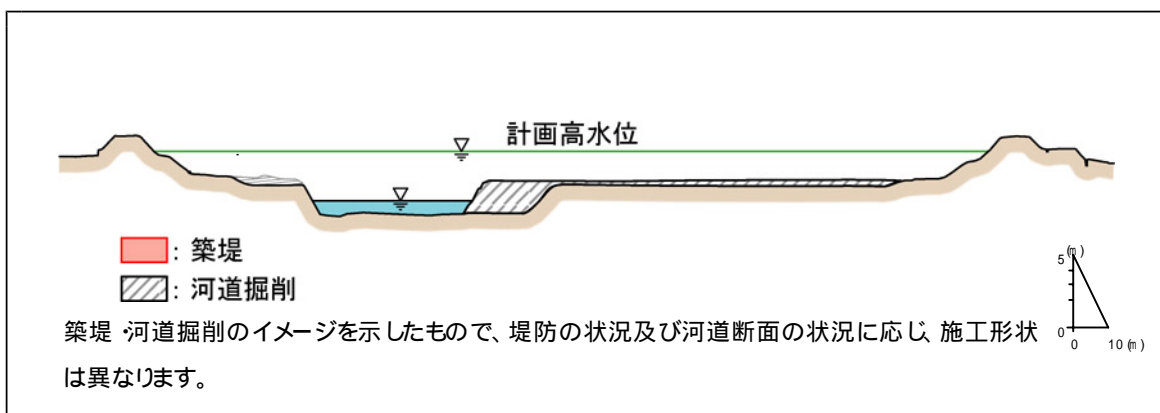


図4.2.5 (2) 遠賀川上流ブロックイメージ図

伏鳴川ブロック)

- ・犬鳴川 (0k000 ~ 15k000)
- ・八木山川 (0k000 ~ 2k900)

計画高水位に対して堤防の高さや幅が不足している区間において、築堤を行います。
 ・洪水の流下が小さい区間において、河道掘削を行います。
 ・洪水の流下を著しく阻害している横断工作物については、改築を行い、洪水位を下げます。

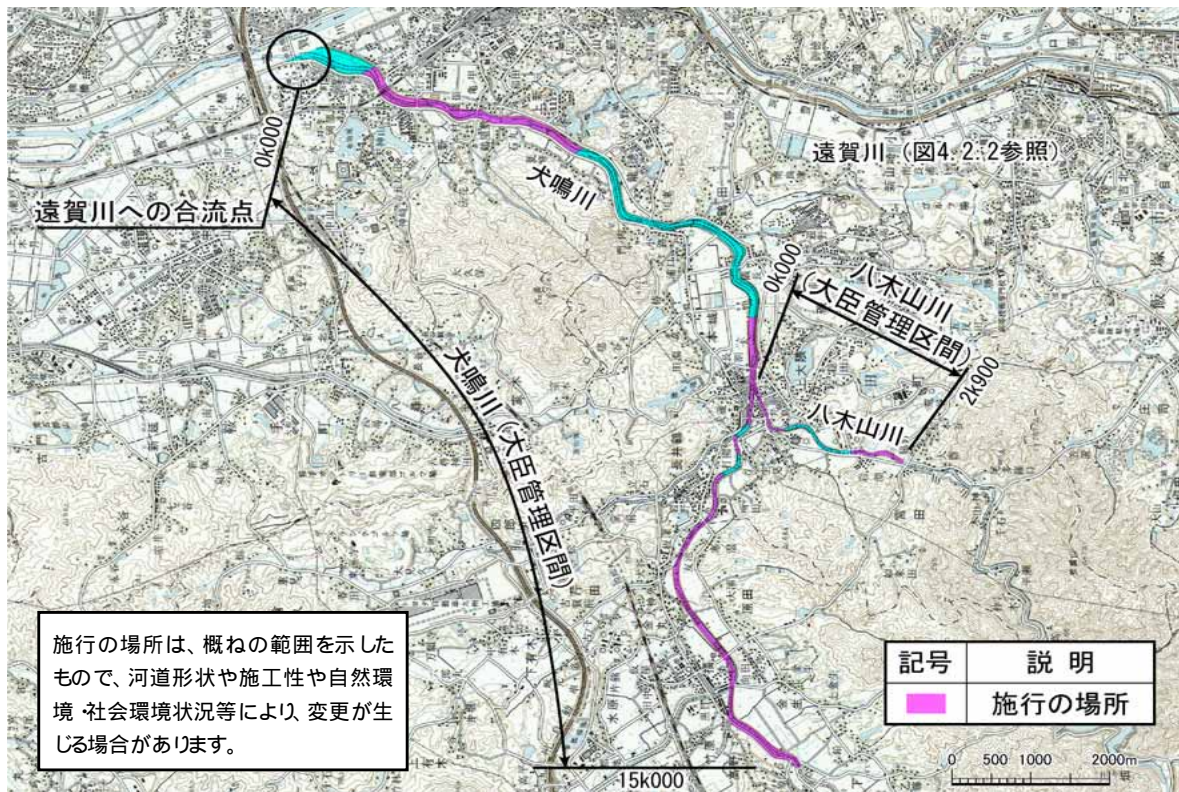


図4.2.6(1) 施行の場所位置図〔犬鳴川ブロック〕

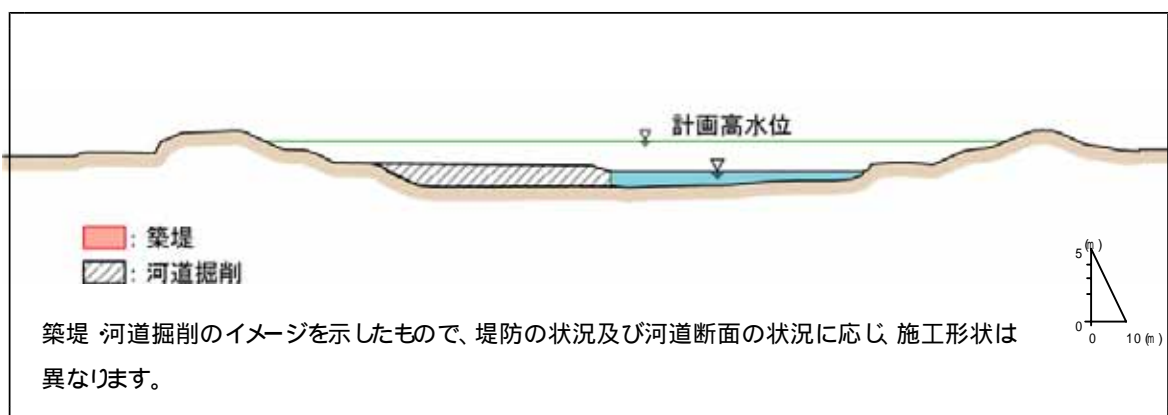


図4.2.6(2) 犬鳴川ブロックイメージ図

彦山川下流ブロック

- ・彦山川 (0k000 ~ 17k000 遠賀川合流点 ~ 伊田堰)
- ・中元寺川 (0k000 ~ 9k000)
- ・金辺川 (0k000 ~ 4k000)

計画高水位に対して堤防の高さや幅が不足している区間において、築堤を行います。
 洪水の流下が小さい区間において、河道掘削を行います。
 洪水の流下を著しく阻害している横断工作物については、改築を行い、洪水位を下げます。

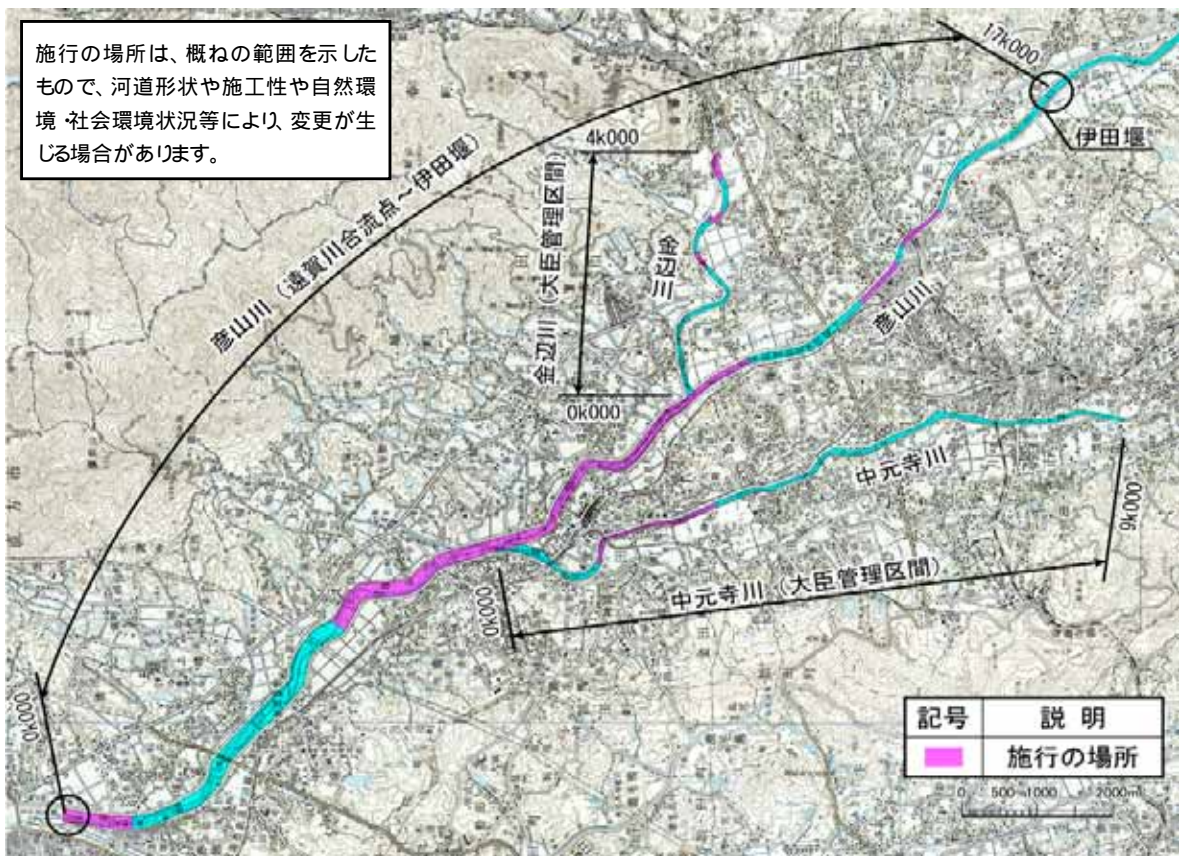


図4.2.7 (1) 施行の場所位置図〔彦山川下流ブロック〕

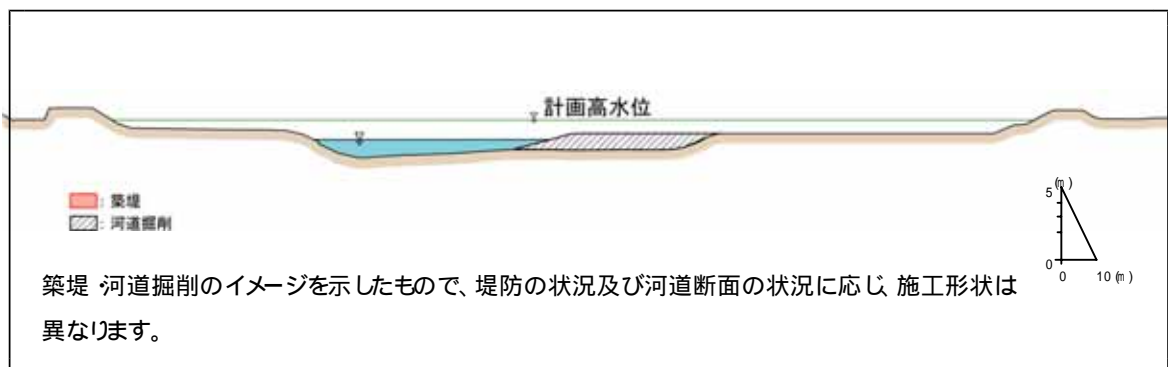


図4.2.7 (2) 彦山川下流ブロックイメージ図

彦山川上流ブロック

彦山川 (17k000 ~ 34k400 伊田堰 ~ 大臣管理区間上流端)

計画高水位に対して堤防の高さや幅が不足している区間において、築堤を行います。
 洪水の流下が小さい区間において、河道掘削を行います。
 洪水の流下を著しく阻害している横断工作物については、改築を行い、洪水位を下げます。

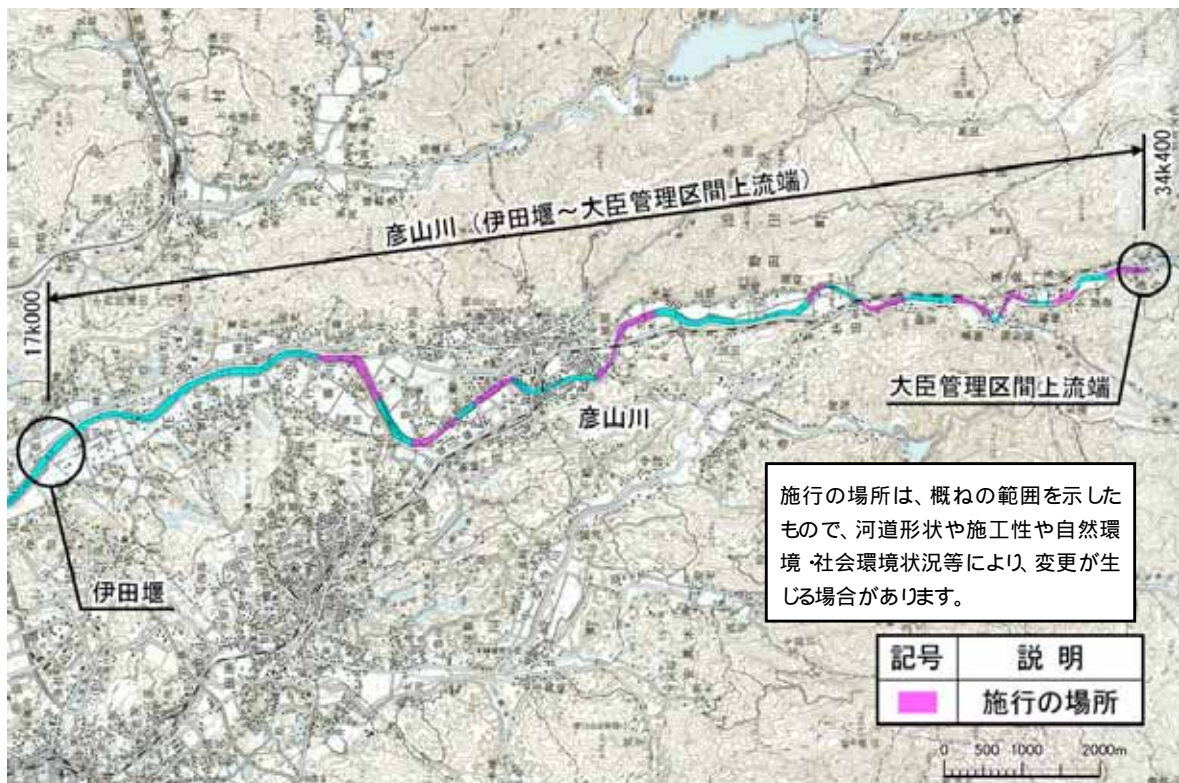


図4.2.8 (1) 施行の場所位置図〔彦山川上流ブロック〕

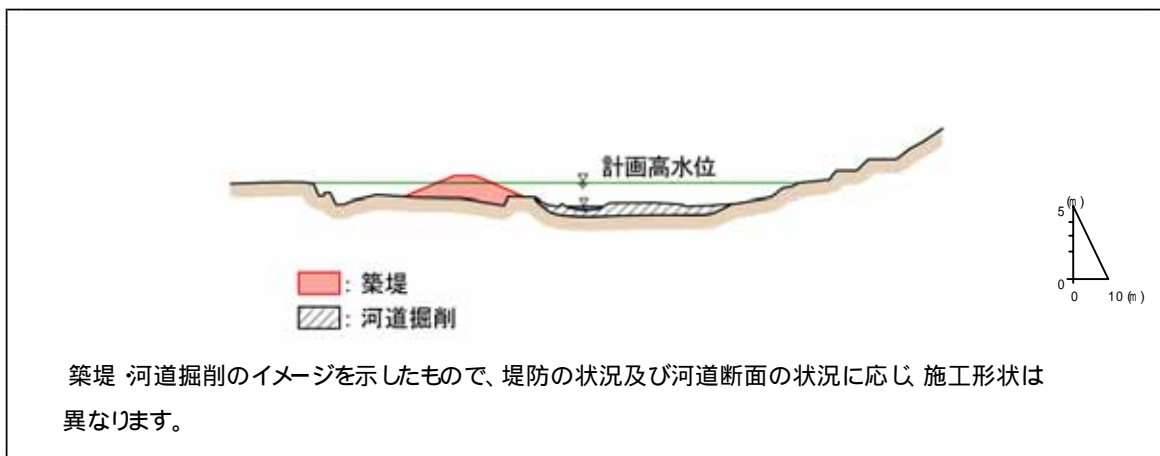


図4.2.8 (2) 彦山川上流ブロックイメージ図

〔穂波川ブロック〕

穂波川 (0k000 ~ 6k000)

計画高水位に対して堤防の高さや幅が不足している区間において、築堤を行います。
 洪水の流下が小さい区間において、河道掘削を行います。
 洪水の流下を著しく阻害している横断工作物については、改築を行い、洪水位を下げます。

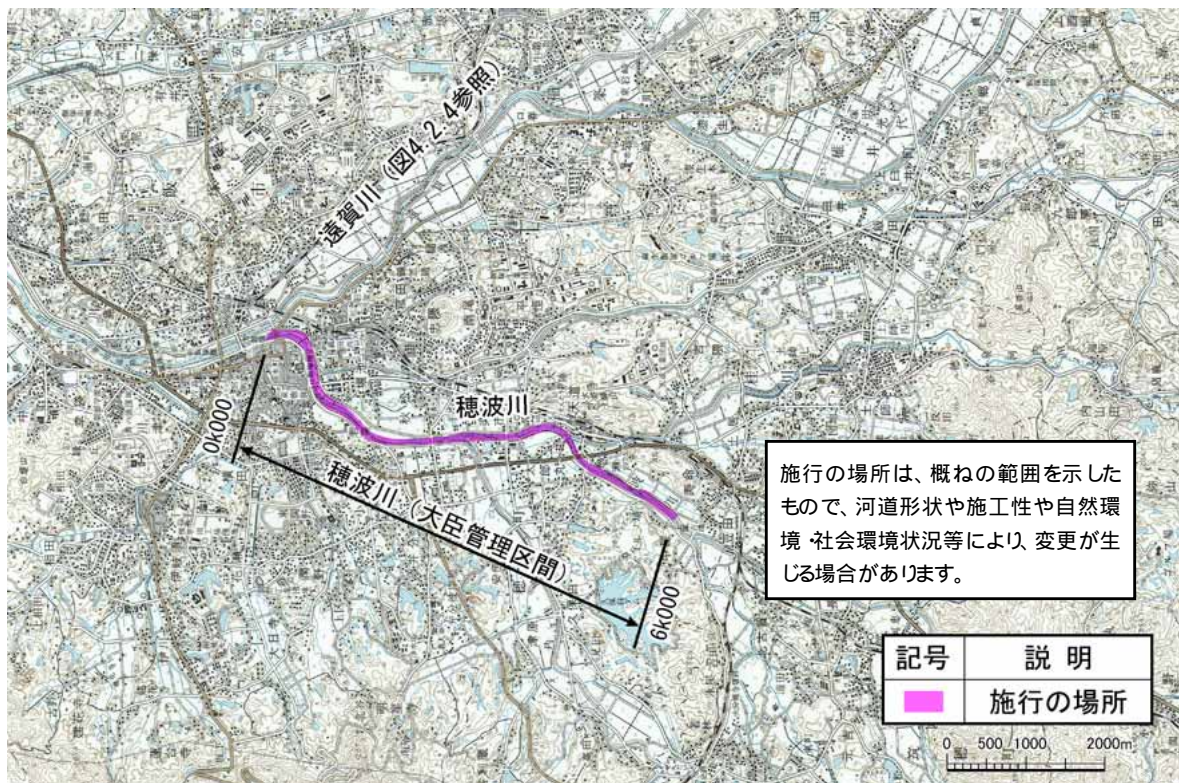


図4.2.9 (1) 施行の場所位置図〔穂波川ブロック〕

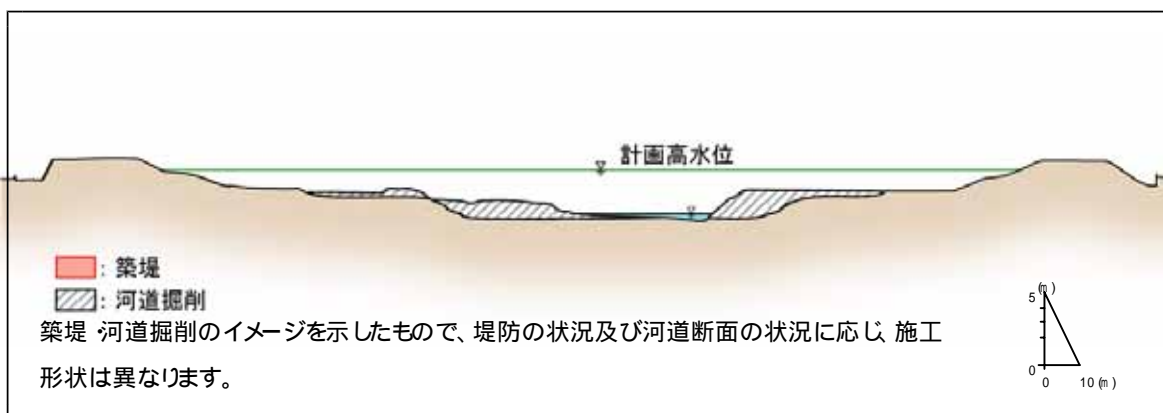


図4.2.9 (2) 穂波川上流ブロックイメージ図

4 . 河川整備の実施に関する事項

4 . 2 . 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

遠賀川において、河川水の利用の現状を維持するとともに、動植物の保護、流水の清潔の保持等に必要な流量を下回らないよう努めます。

(1) 異常渇水時等の対応

異常な渇水時においては、渇水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、地域と連携を図り、渇水が発生した場合における影響の軽減に努めます。そのために、水量・水質の監視を行うとともに、関係機関、利水者と情報の共有化及び連携を図り、水利使用の調整が円滑に行えるようにします。

4 . 2 . 3 河川環境の整備と保全に関する整備

自然環境の保全・創出については、遠賀川の河川環境を踏まえ、多様な生物の生息・生育環境の保全・創出、特徴的な河川景観の維持・形成に取り組みます。また、関係機関との調整、地域住民への啓発・協働のもと、流域全体での汚濁負荷の削減を図るなど、水質向上に取り組みます。

河川空間の利用については、地域住民にとって貴重な水と緑のスペースとして親しまれていることから、人々が川とふれあい親しめる、うるおいのある水辺空間の整備に取り組みます。また、地域のニーズ等を踏まえ、環境学習、自然体験の場、地域交流の拠点となる水辺空間としての活用など、地域の取り組みを支援します。

(1) 自然環境の保全・創出

1) 中島の保全・整備計画

中間市の中島は河川により周囲と隔離された場所にあり、良好な自然環境となっています。この中島の保全・整備について、学識者、地域住民、関係機関との連携・協議を図りつつ、調査・検討を進めていきます。



中島全景



中島内部の状況



中島の水際

写真4.2.5 中島の現状

4 . 河川整備の実施に関する事項

2) 水質の改善

水質の改善については、平成 16 年 3 月に策定された「遠賀川水系水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）」に基づいて、汚水処理施設（下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の整備促進、河川・水路の浄化、川本来が持つ自浄作用の維持・促進や家庭台所での負荷削減対策等に関する啓発活動などを関係機関と連携して行います。

【施策メニュー】		【施策内容】	【実施主体】				
			住民	流域で個人活動する団体	市町村	県	国
ハード的対策	水質改善	汚水処理施設の整備促進	下水道整備	○	○	○	○
			合併処理浄化槽設置	○	○	■	○
	農業集落排水整備		○	○	○	○	
	生活排水対策推進計画の策定		○	○	○	○	
水量改善	保水力の向上	河川・水路の浄化	○	○	○	○	
		側溝、水路での簡易的な浄化施設の設置	○	○	○	○	
ソフト的対策	水質改善	台所などでの対策	河川浄化施設の設置	○	○	○	○
			側溝、水路での簡易的な浄化施設の設置	○	○	○	○
	水辺空間の整備	ワンド作り、自然植生護岸、瀬・淵の再生など	○	○	○	○	
	水量改善	保水力の向上	雨水貯留浸透施設の設置	○	○	○	○
水環境改善意識の向上	水質改善	台所などでの対策	生物多様性の保全	○	○	○	○
			洗濯時の対策	○	○	○	○
	水量改善	保水力の向上	風呂水対策	○	○	○	○
			植樹活動の推進	○	○	○	○
環境学習	啓発活動	法定検査の受検推進	○	○	○	○	
		清掃活動	○	○	○	○	
コミュニケーションの強化	環境学習	水質改善施設の維持管理	○	○	○	○	
		水辺の楽校など	○	○	○	○	
コミュニケーションの強化	環境学習	水質改善施設の維持管理	○	○	○	○	
		水質改善施設の維持管理	○	○	○	○	

○:実施主体 ■:実施の支援

出典)「遠賀川水系水環境改善緊急行動計画 平成 16 年 3 月」

図4.2.12 施策の分類及びその実施主体

(2) 河川空間の利用

1) まちおこしの拠点づくりのための支援整備

川沿いにある自治体の交流拠点と連携して、地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、親水施設、坂路等の整備に取り組みます。これにより、水辺に「にぎわい」を創り出し、地域交流・連携を進め、「まちおこしの拠点づくり」を支援します。

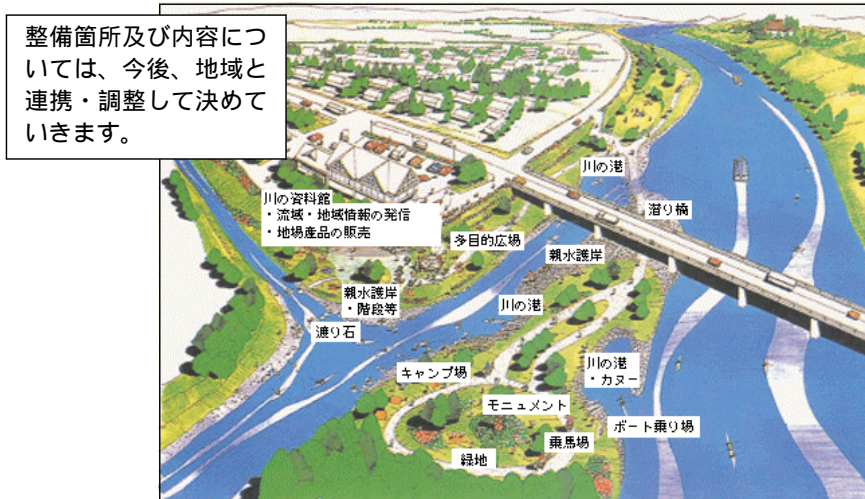


図4.2.13 まちおこしの拠点づくりのための支援整備イメージ

2) 人と川のふれあいのための整備

人が川とふれあうための空間等として多様な利用が期待される地区については、地域住民の意見との調整を図り、階段、坂路、及び散策路等の整備に取り組みます。



図4.2.14 人と川のふれあいのための整備イメージ

3) カヌー乗り場の整備

水面の利用が期待できる地区については、住民団体や地域住民と調整のうえ、カヌー昇降など安全に水際へアクセスできるよう、階段、スロープ等の整備に取り組みます。



整備箇所及び内容については、今後、地域と連携・調整して決めていきます。

写真4.2.6 カヌー乗り場の整備事例

4 . 河川整備の実施に関する事項

4 . 3 河川の維持管理の目的、種類及び施行の場所

4 . 3 . 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川管理施設等の機能の確保

堤防や護岸、樋門などの河川管理施設については、洪水、高潮、地震・津波等に対して所要の機能が発揮されるよう、現機能の把握、評価を行い、計画的に維持補修を行い、各施設の機能を良好な状態に保持します。また、遠賀川においては内水対策として排水機場の整備が進められており、平常時から機場を操作するために必要な機械、器具等について点検整備・管理運転を実施するなど、ポンプが確実に稼働するよう管理し、常に良好な状態に保ちます。

また、洪水時において操作が必要な河口堰や取水堰、各排水機場及び水門・樋門等については、操作規則等に基づく迅速かつ適正な操作を行うために施設の高度化、効率化を図るとともに、遠隔監視施設等の整備を行います。さらに、雨量、水位等の正確な情報を迅速・正確に把握するため、観測施設の日常の保守点検を行い、機能保全に努めます。

また、大地震時などの災害発生時に被災者救援、被災地復旧活動及び救援物資輸送等に使用されることを目的に緊急用河川敷道路を整備します。整備後は、災害発生時の輸送路として適切に利用できるよう、施設の機能の維持等を図るとともに、車両や物資の放置など輸送路としての機能を損なう行為がないよう監視を行います。



写真4.3.1 遠賀川河口堰

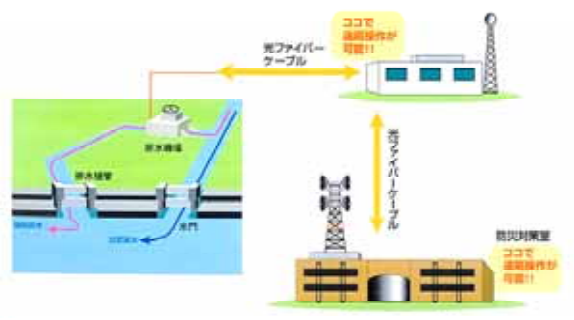


図4.3.1 遠隔監視の整備イメージ

(2) 平常時の管理

洪水、高潮等による災害の発生又は軽減を図るため、平常時において定期的な縦横断測量、河川の巡視による施設の点検・修繕、出水期前の堤防除草等の維持管理に努めます。



写真4.3.2 河川巡視状況

4 . 河川整備の実施に関する事項

1) 河川管理施設等の維持管理

災害の発生防止のため、堤防、河口堰、排水機場、護岸、樋門等の河川管理施設の機能を十分に発揮させるよう、適正な管理に努めます。

遠賀川の河川管理施設は、昭和50年以前に築造された施設が多く、30年以上経過しているため、河川巡視・点検等により施設状況を把握し、計画的な施設の修繕・更新に努めます。特に、数多く存在する排水樋門は、施設の修繕を行うなど適切に維持管理を行っていますが、今後とも長期に亘って適正に運用するため、日常的な点検整備、老朽化施設の修繕に努めます。

また、河道内に堆積した流木、塵芥^{じんがい}及び施設周辺の土砂撤去等、適正な維持管理に努めます。

許可工作物についても、河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者を指導します。

また、堤防の機能維持及び河川環境の保全の観点から、堤防の除草を行います。

河川敷における清掃・除草活動については、これまでも地域住民や関係機関などと連携を図りながら実施していますが、ボランティア活動にも支援を行い、さらなる河川管理施設等の維持管理の拡充に努めます。



写真4.3.3 塵芥の除去

2) 河道内堆積土砂及び樹木の管理

河道内に堆積した土砂については、洪水の疎通能力を維持するため必要に応じて除去します。また、河道内樹木においても管理上支障がある範囲において伐採、剪定^{せんてい}を行います。

4 . 河川整備の実施に関する事項

表4.3.1 主な河川管理施設一覧

河川名	施設名	施設の場所	位置		
			左右岸	距離標	
大臣 管 理 区 間	遠賀川	遠賀川河口堰	遠賀郡芦屋町大字祇園崎	-	2k000
		笹尾川排水機場	八幡西区楠橋	右岸	12k650
		居立川浄化施設	直方市大字知古	左岸	17k100
		遠賀川水辺館	直方市溝堀	右岸	19k600
		南良津樋門	鞍手郡小竹町大字赤字	左岸	21k400
		防災ステーション	飯塚市芳雄町	右岸	32k900
		菰田水門	飯塚市菰田	左岸	33k080
		岩崎第1陸閘	嘉麻市岩崎	左岸	39k136
		下臼井床固	嘉麻市	-	41k535
	西川	島津排水樋管	遠賀郡遠賀町大字島津	右岸	1k020
		鶴前水門	遠賀郡遠賀町大字若松	左岸	2k760
		前川排水機場	遠賀郡遠賀町大字若松	左岸	2k820
		芦屋第22陸閘	遠賀郡芦屋町祇園町	左岸	3k445
	黒川	黒川排水樋管	中間市大字大辻町	右岸	1k710
	笹尾川	土手の内水門	中間市大字下大隈	右岸	0k480
		野面第1排水樋管	八幡西区大字野面	左岸	4k520
	犬鳴川	上大隈樋門	宮若市上大隈	右岸	7k485
		清泉床固	宮若市清泉	-	12k300
		黒目排水機場	宮若市福丸	左岸	13k660
	八木山川	浮州床固	宮若市宮田	-	0k050
		生見排水樋門	宮若市宮田	左岸	0k555
	彦山川	川端排水機場	直方市大字下境	左岸	2k030
		市場樋門	福智町市場	左岸	5k765
		清水番田浄化施設	田川市伊田	左岸	13k750
		庄第1陸閘	田川郡添田町	右岸	24k500
		二又床固	田川郡添田町大字落合	-	34k250
	中元寺川	川宮第一排水樋管	田川市大字川宮	左岸	5k430
	金辺川	五徳排水樋管	田川市大字夏吉	右岸	2k935
	穂波川	太郎丸第1床固	飯塚市楽市	-	3k260
		楽市第1排水樋管	飯塚市楽市	左岸	3k420

代表的な河川管理施設を記載 (平成17年度末時点)

4. 河川整備の実施に関する事項



図4.3.2 主な河川管理施設位置図
(平成17年度末時点)

(3) 洪水時等の管理

洪水、高潮、地震・津波等による被害の防止及び軽減を図るため、自治体などの関係機関と連携して情報伝達や水防活動に取り組みます。

1) 洪水予報及び水防警報等

遠賀川は、平成7年3月に「洪水予報指定河川」に指定されており、福岡管区气象台と共同して洪水予報の迅速な発表を行い、報道機関を通じて情報提供します。また、洪水時の水位や雨量等の情報は、インターネットや携帯電話による「川の防災情報」等の河川情報サービス及び水防管理者である市町村を通じて速やかに地域住民等に提供します。

また、水防警報の迅速な発表により、円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図るとともに、県・市町村を通じ水防活動を行う必要がある旨を水防団等に知らせます。

さらに、出水期の前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行います。

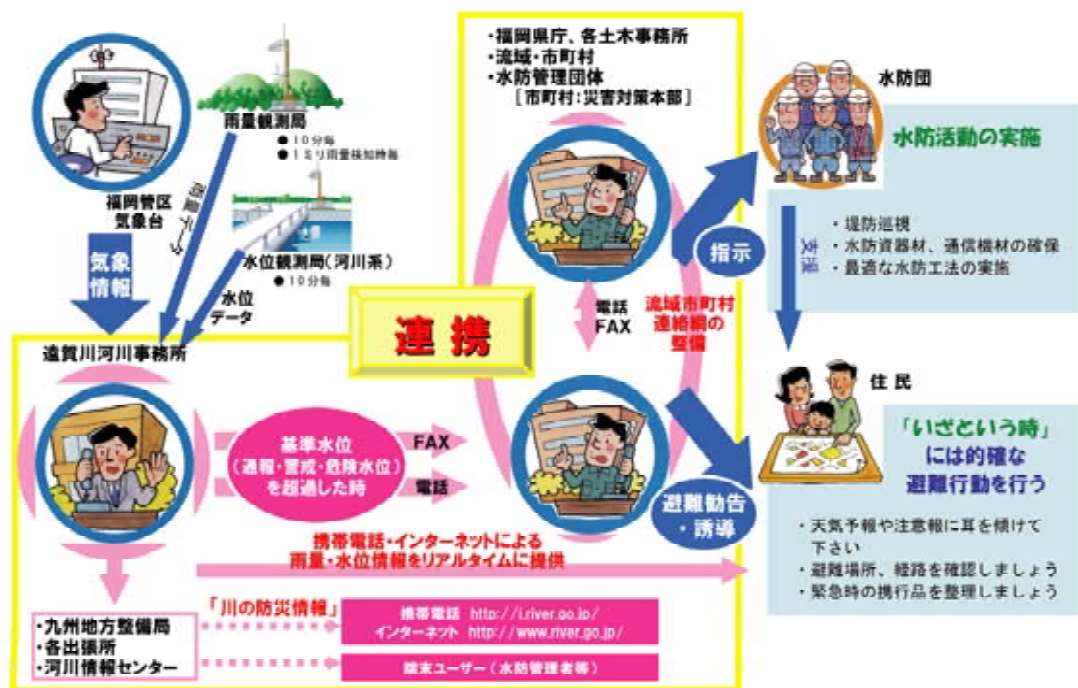


図4.3.3 洪水時における情報の流れ

洪水予報とは...洪水のおそれがあると認められるとき、洪水の状況・水位等を示しメディア等を通じて、直接地域住民に知らせる情報

水防警報とは...災害が起こるおそれがあるとき、洪水の状況・水位等を示し、県・市町村を通じ水防を行う必要がある旨を水防団体等に知らせる情報

4. 河川整備の実施に関する事項

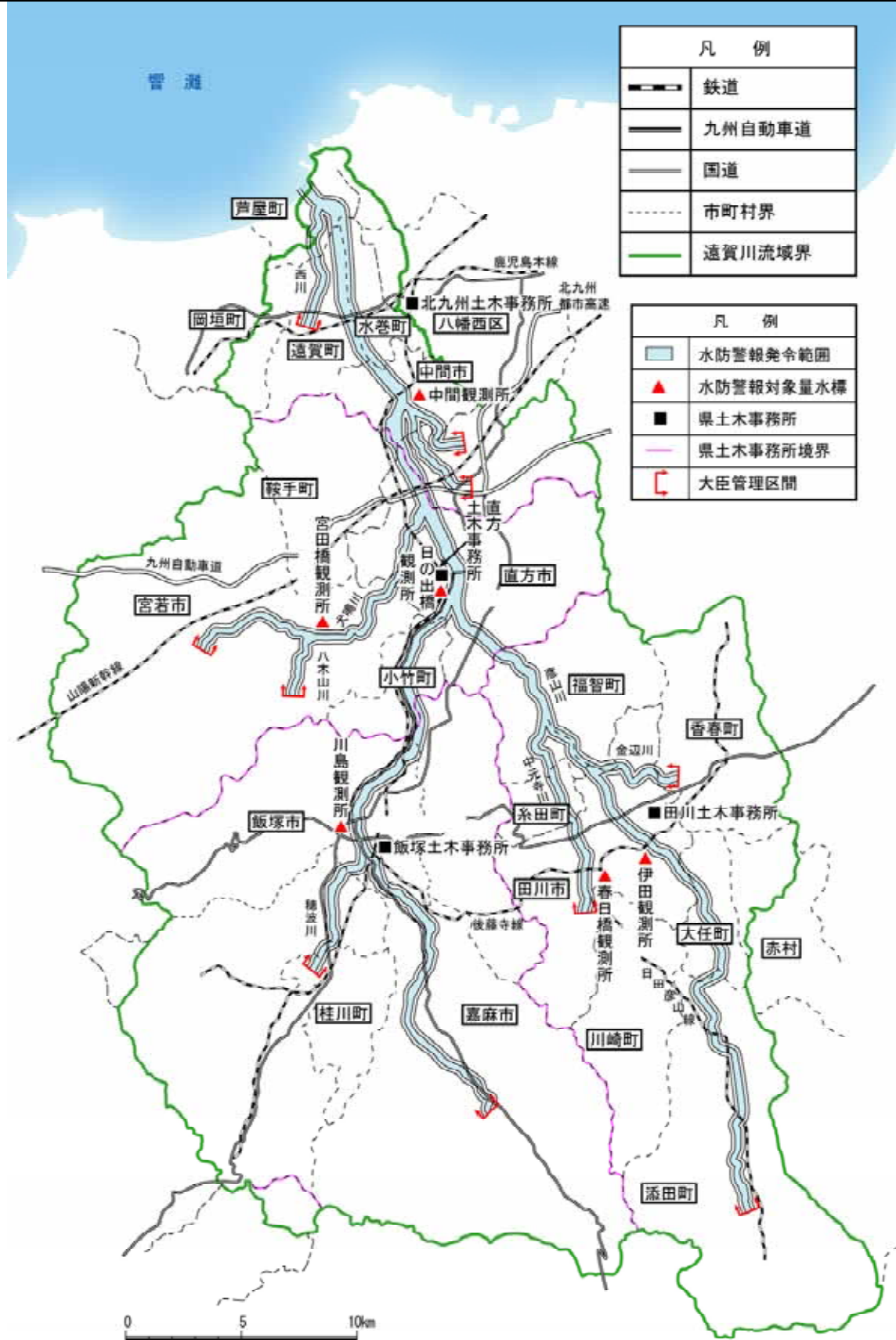


図4.3.4 水防警報対象量水標と発令範囲
(平成17年度末時点)

4. 河川整備の実施に関する事項

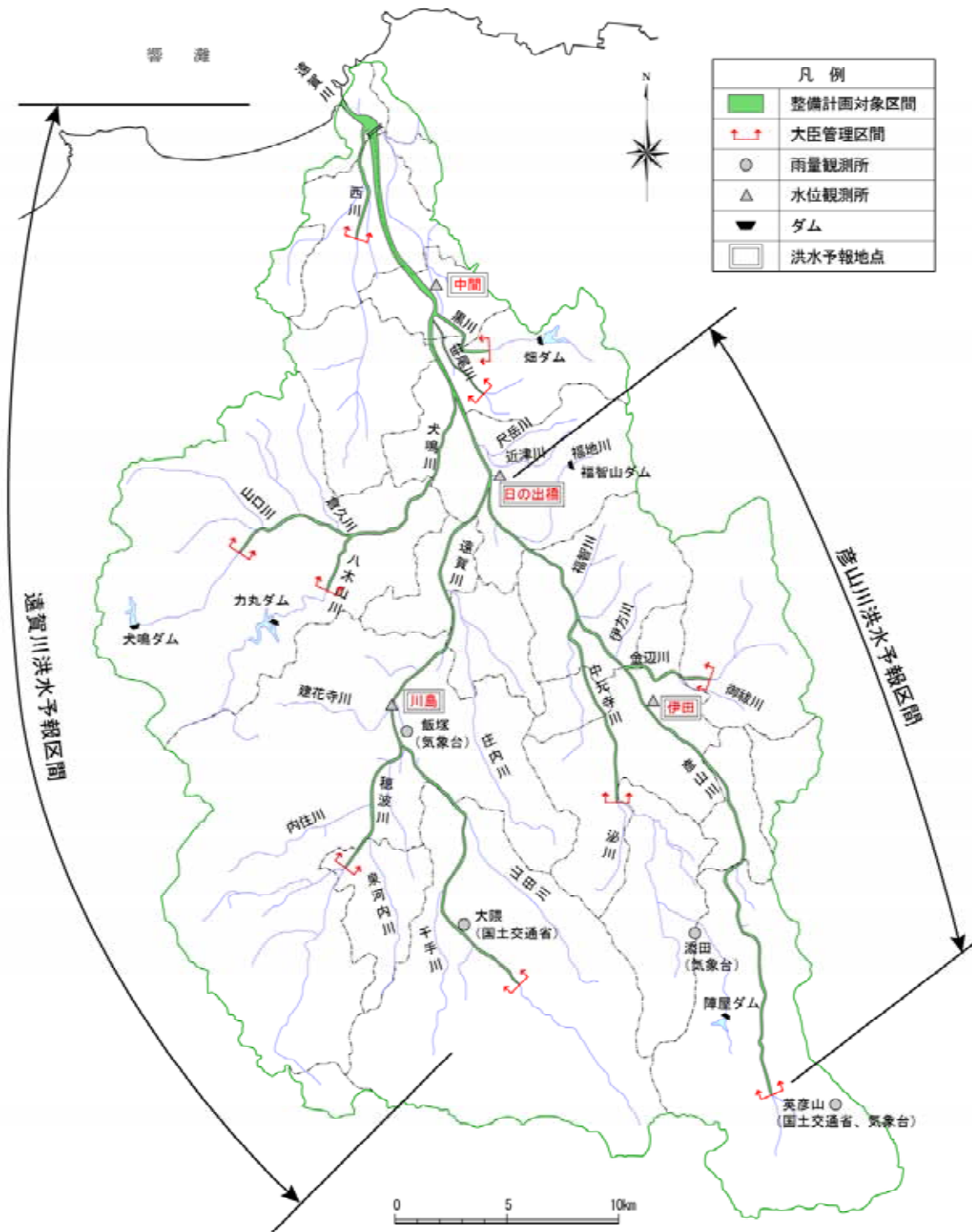


図4.3.5 洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図
(平成17年度末時点)

2) 水防活動

洪水や高潮などにより災害が発生するおそれがある場合には、河川管理者が発表する水防警報により、水防管理者である市町村長が水防団（消防団）の出動を要請し、河川の危険箇所などの巡視や堤防などが危険な状況になった場合の対策の実施などの水防活動を行います。

また、洪水時の水防活動が円滑に行われるよう、水防資機材などの確保・充実を図ります。

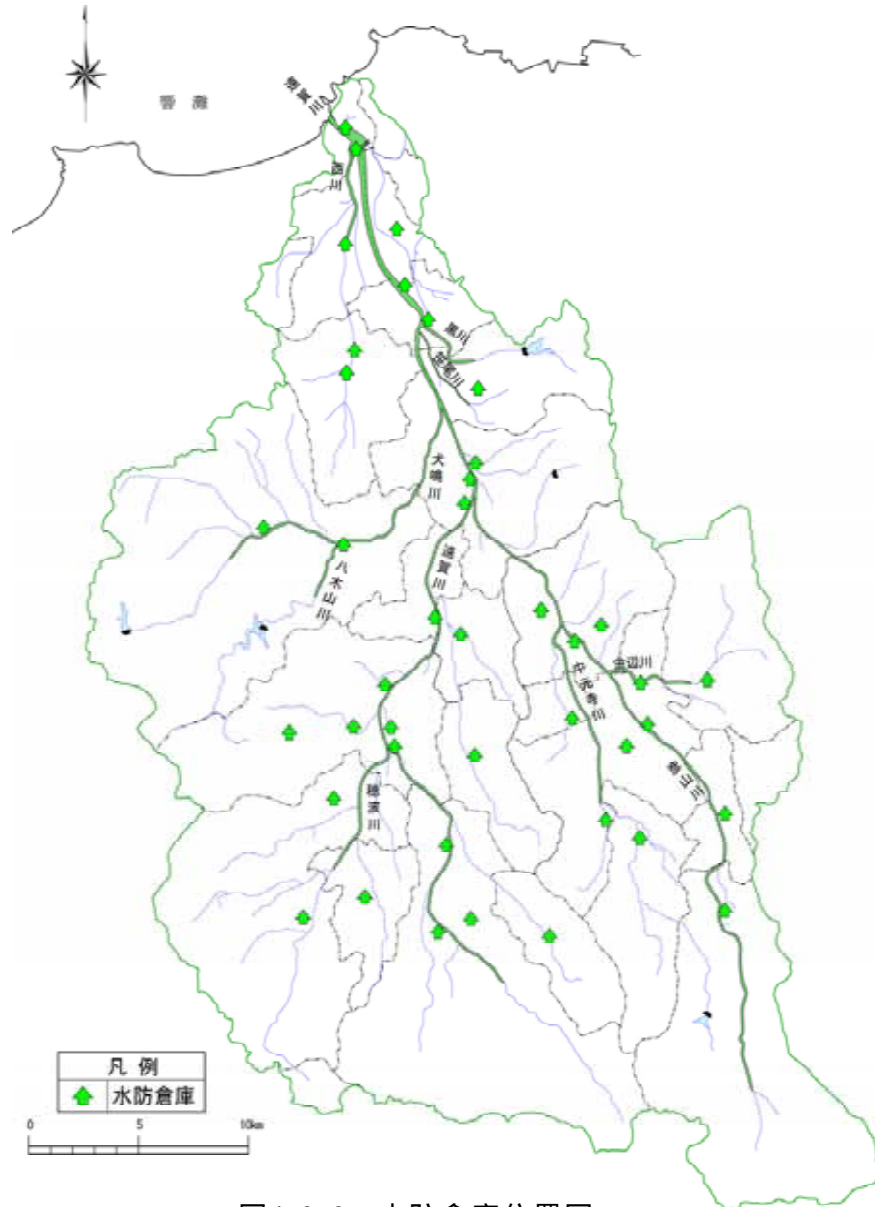


図4.3.6 水防倉庫位置図
(平成17年度末時点)

3) 出水時の巡視等

洪水時には、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動及び緊急復旧活動を実施できるように河川巡視を行います。

4) 地震時等の巡視

福岡県では平成 17 年 3 月に福岡市中心部西方沖でマグニチュード 7、震度 6 弱の強い地震「福岡県西方沖地震」が発生しました。このような地震により、基礎地盤の液状化が発生し堤防が沈下する場合の浸水による二次災害及び同時発生が考えられる津波による被害の防止、軽減に努めます。

また、大規模地震の発生が予想される場合は、情報収集、河川管理施設等の事前点検及び資機材確保などを行い、地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図ります。

震度 4 以上の地震が発生した場合には、排水機場、堤防、護岸、樋門などの河川管理施設の状況把握、異常の早期発見及び適切な緊急復旧活動などの対策が実施できるよう河川巡視を行います。

5) 河川管理施設等の災害復旧

洪水や地震等により堤防の安全性が損なわれるなど、河川管理施設が損壊した場合には、速やかに対策を図ります。

また、許可工作物が損壊した場合には、速やかに対策を図るよう施設管理者に対して適切な指導を行います。

6) 河川管理施設の操作等

堰、排水機場、水門等の河川管理施設の操作については、これらの施設に関する知識及び習熟のため、操作人の教育・操作訓練を継続的に行い、操作規則等に従った適正な操作を行います。

IT化の進展に伴い、遠隔監視、遠隔操作の機能が整った排水機場や水門等については、その施設を効率的かつ迅速に管理制御するために、遠隔操作への移行を図るなど、河川管理施設の高度化、効率化に努めます。

また、大規模な内水氾濫においては、遠賀川河川事務所及び九州地方整備局管内に配備されている排水ポンプ車を機動的に活用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。



写真4.3.4 操作人説明会



写真4.3.5 排水ポンプ車の稼働状況
(平成15年7月19日出水時)

4 . 河川整備の実施に関する事項

(4) 河川情報システムの整備

河川の水位や雨量等の河川情報は洪水等による被害を軽減するために重要です。このため、光ファイバーネットワークの構築、IT関連施設の整備等を行い、防災対策に必要な水位や雨量等の情報、河川管理施設の操作情報、監視カメラの画像情報などを迅速かつ正確に提供できるよう整備に努めます。

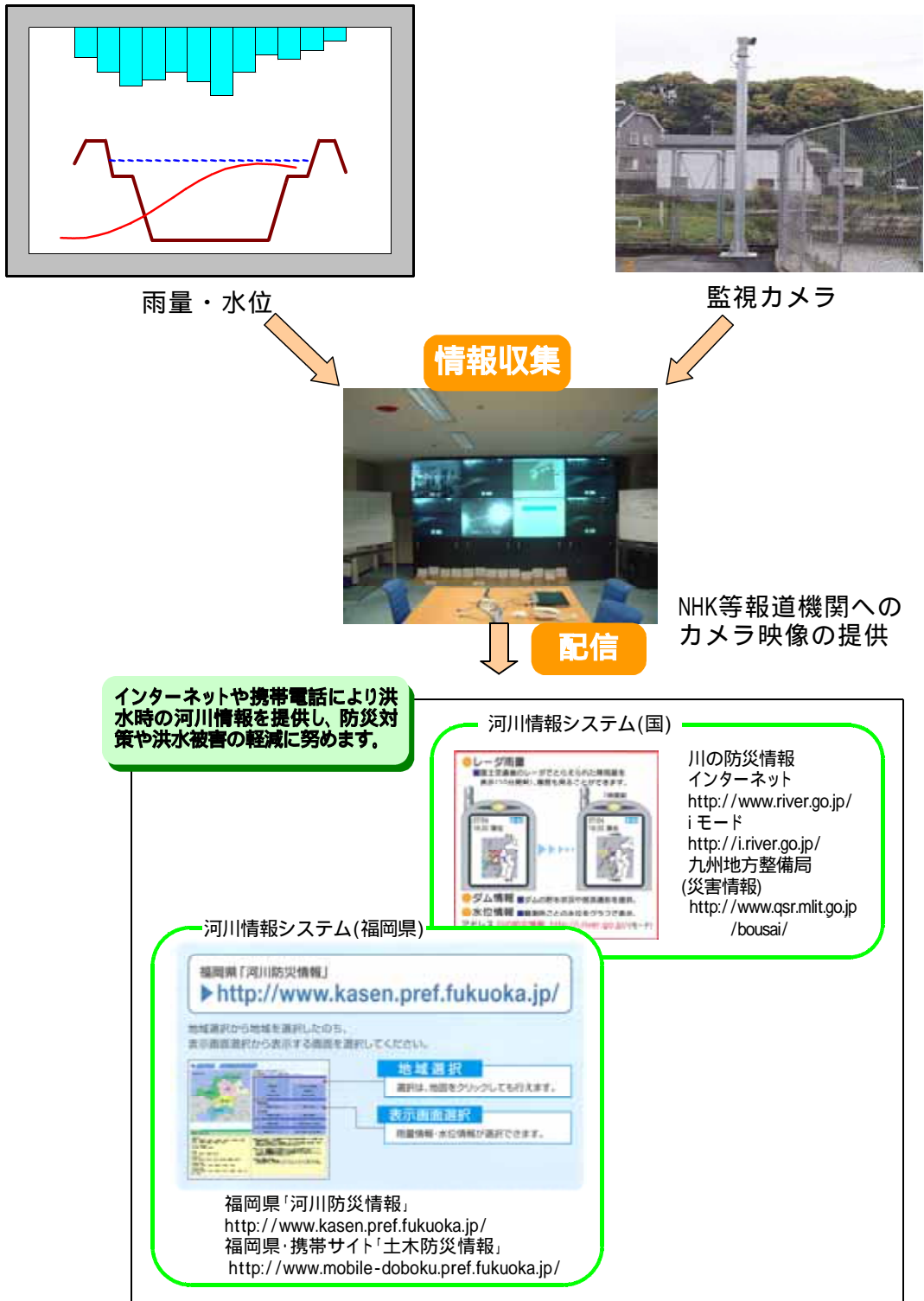


図4.3.7 河川情報システム

4 . 河川整備の実施に関する事項

(5) 防災意識の向上

整備途上における地域住民の安全を確保するためには、河川管理者及び関係機関の防災体制の整備による被害の防止、軽減を図るとともに、関係機関の協力が不可欠です。

このため、平常時から水防活動に万全を期すために、関係機関で組織する「遠賀川水防連絡会」や出水期前の合同巡視、情報伝達訓練、水防訓練等を行います。

地域住民の防災意識の向上を図るため、迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、堤防の整備状況等を記載した重要水防区域図の公表や、洪水時の破堤等による氾濫区域と避難方法等を掲載した各市町村作成のハザードマップ等により、水防団をはじめ地域住民に対し、危険箇所を周知します。



写真4.3.6 出水期前の合同巡視状況



写真4.3.7 水防訓練の状況



図4.3.8 啓発資料

(6) 危機管理

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し、氾濫した場合においても、被害を最小限に抑えるためには、過去の被災経験や現状を十分に踏まえ、地域住民と関係機関とが相互に連携・協力し、危機管理体制を確立することが重要です。

このため、洪水氾濫などにより流域の人々の生命・財産に被害が生じる恐れのある場合には、市町村長の避難勧告又は指示及び地域住民の避難活動等が適切かつ迅速にできるように関係機関や地域住民へ河川情報の提供を行います。

また、地域住民が洪水等に対する知識・意識を高めることを目的とした遠賀川浸水想定区域図（平成15年3月31日指定・公表）をもとに、洪水等の発生時に円滑かつ迅速な避難行動ができるよう、地域住民にわかりやすい形で各市町村のハザードマップが作成・公表・周知されるよう支援します。

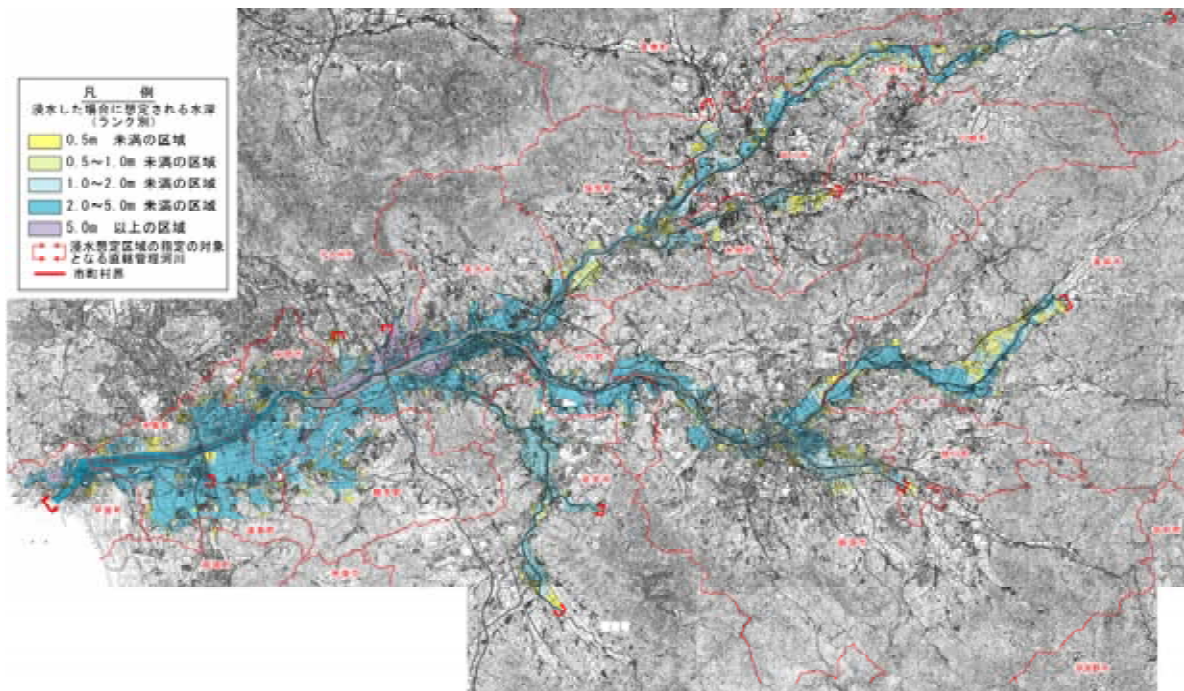


図4.3.9 遠賀川浸水想定区域図

飯塚市 洪水ハザードマップ

洪水避難地図

大雨や暴風雨により、飯塚市において過剰な洪水が氾濫する恐れがあるため、洪水避難地図(洪水ハザードマップ)を作成しました。

万一の災害に備えて、事前に避難場所を確認しておくことも、災害からの避難後・復旧について確認しておきましょう。

- この図は、国土交通省において過剰な洪水が氾濫する恐れがあるため、洪水避難地図(洪水ハザードマップ)を作成しました。万一の災害に備えて、事前に避難場所を確認しておくことも、災害からの避難後・復旧について確認しておきましょう。
- この図は、国土交通省において過剰な洪水が氾濫する恐れがあるため、洪水避難地図(洪水ハザードマップ)を作成しました。万一の災害に備えて、事前に避難場所を確認しておくことも、災害からの避難後・復旧について確認しておきましょう。
- この図は、国土交通省において過剰な洪水が氾濫する恐れがあるため、洪水避難地図(洪水ハザードマップ)を作成しました。万一の災害に備えて、事前に避難場所を確認しておくことも、災害からの避難後・復旧について確認しておきましょう。
- この図は、国土交通省において過剰な洪水が氾濫する恐れがあるため、洪水避難地図(洪水ハザードマップ)を作成しました。万一の災害に備えて、事前に避難場所を確認しておくことも、災害からの避難後・復旧について確認しておきましょう。

中央区の洪水ハザードマップ(飯塚市)作成日: 2015年11月
 更新日: 2015年11月
 問い合わせ先: 飯塚市危機管理課
 TEL: 0948-22-5500 FAX: 0948-22-7377

避難時の心得

- ラジオ、テレビで最新の気象情報、災害情報に注意しましょう。
- 危険が迫ったときは、市役所や消防団から避難の呼びかけをしますので、サイレンや町内会放送、広報車に注意しましょう。
- 避難の呼びかけがなくても、早めの避難を心がけましょう。
- 避難命令や避難勧告が出された場合は、災害発生がせまっていますので、必ず避難しましょう。
- 浸水後、避難できなくなった場合は、なるべく外に出ず、2階など高い場所に移動しましょう。
- 高齢者や子供は、早めの避難が必要です。
- 近所の高齢者や子供、病気の人のための避難に協力しましょう。
- 夜間の避難は大変危険ですので、できる限り余裕を持った行動をとります。
- 自転車での避難は危険ですので、控えます。
- 避難するときの荷物は、貴重品、必要な食料、衣料、日用品など必要最小限とし、近所の人とグループで行動しましょう。
- 避難経路は高い道路を選び、道路脇の溝や水路などに注意しましょう。

水災時避難予定地一覧表

避難予定地	避難人数	避難人数
飯塚市役所	2,700	22-0212
飯塚市消防団	300	22-0811
飯塚市公民館	1,043	22-0874
飯塚市コミュニティセンター	3,000	21-0595
飯塚市立図書館	4,000	22-0293
飯塚市立公民館	800	22-0285
飯塚市立中学校	2,000	22-1081
飯塚市立小学校	100	22-1080
飯塚市立幼稚園	20	---
飯塚市立保育園	1,600	24-4443
飯塚市立こども園	12,000	23-0326
飯塚市立児童センター	250	22-1000
飯塚市立児童館	150	---
飯塚市立児童会館	1,200	22-0789
飯塚市立児童センター	100	22-1081
飯塚市立児童センター	100	21-1772
飯塚市立児童センター	100	22-2790
飯塚市立児童センター	8,500	22-0883
飯塚市立児童センター	2,400	22-0424
飯塚市立児童センター	1,500	22-0620
飯塚市立児童センター	1,500	23-0000
飯塚市立児童センター	4,000	22-0071
飯塚市立児童センター	1,800	22-0680
飯塚市立児童センター	3,200	22-0276
飯塚市立児童センター	300	23-0819
飯塚市立児童センター	2,000	22-2028
飯塚市立児童センター	290	22-0029
飯塚市立児童センター	200	22-0200
飯塚市立児童センター	35	22-0874
飯塚市立児童センター	2,000	22-0287
飯塚市立児童センター	1,300	22-0880
飯塚市立児童センター	300	22-3060
飯塚市立児童センター	70	22-0026
飯塚市立児童センター	2,500	22-0288
飯塚市立児童センター	300	22-2188
飯塚市立児童センター	2,500	22-0289
飯塚市立児童センター	80	22-0880
飯塚市立児童センター	2,500	22-0290
飯塚市立児童センター	400	22-0886
飯塚市立児童センター	2,000	22-0827
飯塚市立児童センター	100	20-7325
飯塚市立児童センター	1,500	22-0888
飯塚市立児童センター	1,300	22-0286
飯塚市立児童センター	1,300	22-0287
飯塚市立児童センター	800	22-2214
飯塚市立児童センター	1,600	24-4433
飯塚市立児童センター	400	22-2081
飯塚市立児童センター	300	22-0287
飯塚市立児童センター	230	22-0409

本市で用いる水防設備は、次のとおりとする。

設備	サイレン設備
避難指示が洪水ハザードマップに示されたことを知らせるもの。	○ 停止 (15分)(15分)(15分)
必要と認めらるる区域内の避難者に避難すべきことを知らせるもの。	○ 停止 (10分)(15分)(10分)(15分)

雨量と災害の関係

1時間雨量	人の受け止め	災害発生状況
10~20mm	「さ」程度の	被害が軽微な場合がある
20~30mm	「あ」程度の	被害が軽微な場合がある。小規模の河川が氾濫する可能性がある。
30~50mm	「あ」程度の	被害が軽微な場合がある。小規模の河川が氾濫する可能性がある。避難指示が洪水ハザードマップに示されたことを知らせるもの。
50~80mm	「あ」程度の	被害が軽微な場合がある。小規模の河川が氾濫する可能性がある。避難指示が洪水ハザードマップに示されたことを知らせるもの。
80mm以上	「あ」程度の	被害が軽微な場合がある。小規模の河川が氾濫する可能性がある。避難指示が洪水ハザードマップに示されたことを知らせるもの。

大雨注意報・警報の発表基準

大雨注意報	大雨警報
1時間雨量が30mmまたは30分雨量が40mmまたは24時間雨量が100mm以上に達したとき発表される。	1時間雨量が50mmまたは30分雨量が70mmまたは24時間雨量が150mm以上に達したとき発表される。

遠賀川状況・天候についての情報

気象庁ホームページ: http://www.jma.go.jp/jma_hp/jma/index.html

福岡県土木部: <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.jp/>

国土交通省: <http://www.kasen.pref.fukuoka.jp/>

国土交通省: <http://s.river.go.jp/>

国土交通省: <http://www.river.go.jp/>

NTT災害伝言ダイヤル: 171 | NTT天気予報: 177

図4.3.10 ハザードマップ(飯塚市の事例)

4 . 3 . 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 河川水の利用

河川環境の保全や既得用水の取水維持など、流水の正常な機能の維持を図るため、水量・水質の監視を行うとともに、利水者との情報連絡体制を確立して河川流量やダム貯留量等の情報収集及び提供に努めます。

(2) 渇水時の管理

渇水時における河川環境の保全と取水の安定化等のため、水量・水質の監視を行います。

遠賀川において河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、関係機関と連携して、水利使用の調整が円滑に行えるよう必要な情報の提供等被害の軽減に努めます。

また、日頃から河川管理者と利水者相互の情報交換を行って理解を深め、渇水時の水利調整の円滑化を図ります。

(3) 水質事故時の対応

水質事故発生時には、遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会（以下、水濁協という）を構成する関係機関に通報するとともに、関係機関と連携して事故や被害の状況を把握し、原因物質の特定のための調査と必要に応じて水質試験を行い、適切な箇所でオイルフェンス、吸着マットなどを設置し、下流への被害の拡散防止を図ります。

また、水質事故に円滑な対応が図れるように、河川巡視の継続実施や水濁協との連携により早期発見と適切な対処に努め、水質事故管理体制の強化や水質事故訓練等を今後も継続していきます。



写真4.3.8 遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会



写真4.3.9 水質事故を想定した訓練状況

4 . 3 . 3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 自然環境の保全

1) 自然環境

自然環境については、河川水辺の国勢調査 や河川管理者による巡視、水生生物調査等の地域住民による活動等によって、動植物の生息・生育状況に関するデータ収集やモニタリングを行い、適切な管理をします。また、外来種について、在来種への影響を把握するため継続的な監視を行います。

さらに、身近な自然空間である河川への関心を高め、現在の遠賀川における河川環境の実態を把握し、情報の共有等ができるように努めるとともに、学校関係者等と協力し、水生生物や水質調査などの体験的学習を継続的に実施します。



写真4.3.10 子どもたちによる水生生物調査

河川水辺の国勢調査 : 河川事業、河川管理等を適切に推進させるため、河川を環境という観点からとらえた定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備を図るものです。本調査の成果は、河川に関する各種計画の策定、事業の実施、河川環境の評価と調査、その他河川管理の様々な局面における基本的情報として利用されるとともに、河川及び河川における生物の生態の解明等のための各種調査研究に資することを目的としています。

2) 水質

河川水質については、水濁協の関係機関や地域住民等と情報交換を行い、情報の共有化に努めます。

生物の生息環境や水利用への影響を把握するため、現水質測定地点で水質調査を継続的に実施し、調査結果については公表します。現在稼働中の河川浄化施設においては、水質浄化機能が持続的、効果的に発揮されるよう適切な維持管理を行い、必要に応じて機能向上に取り組みます。

地域住民への水質保全に関する啓発活動を行い、子どもたちを対象とした水生生物の観察を通じての学習活動などを支援し、生きた自然の教材である遠賀川の水質保全・環境意識の向上に取り組みます。

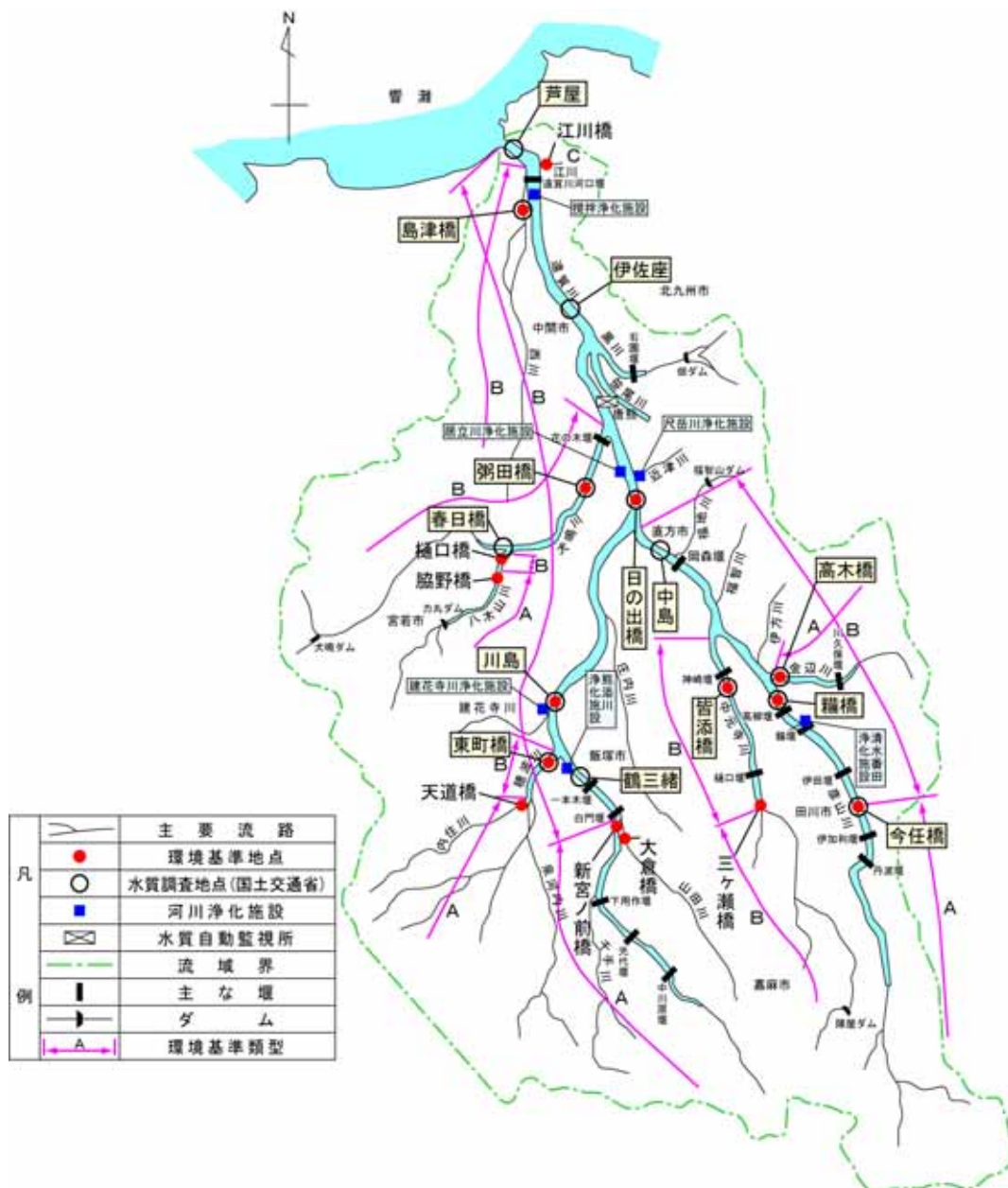


図4.3.11 水質調査地点位置図

(2) 河川空間の利用

1) 河川空間の適正な利用

河川空間の適正な利用については、適切な頻度で平常時の河川巡視を実施するとともに、定期的・継続的に河川空間利用実態調査を行い、情報の把握に努めます。

緑地公園、グラウンド、散策路等が整備されている区間については、人と人、人と自然がふれあ^い癒しの空間となっていることから、必要に応じてバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮し、少子高齢化へ向けた既存施設の機能向上に努めます。広い河川空間や豊かな自然環境、及び景観を活かした利用が行われる箇所については、地域と連携して河川空間の保全に努めます。

河川空間の適正な利用を行うため、河川区域内の河川利用や河川環境及び景観などに配慮し、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で適正な管理を行っていきます。また、河川占用施設の管理者、採草地などの占用者等に対しても、適正な河川空間利用及び美しい河川景観の維持に配慮するよう、適切な指導を行っていきます。

2) 河川空間の美化・適正管理

住民団体や地域住民による河川美化活動や各種イベントなどを通じて、ゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発的な取り組みに努めるとともに、これらの活動を支援していきます。

また、河川区域内に不法に投棄されたゴミ等や河川への船舶の不法係留などは、流水の阻害となるばかりか、河川環境を損ない、河川利用を妨げるなど種々の障害を引き起こす原因になります。このため、河川巡視による監視を行い、これらの行為を未然に防止することに努め、不法投棄物や不法係留船等の処理については、関係市町村や警察と連携し監督処分を含めて対処に努めます。

洪水時等におけるゴミや草木などの流出については、関係機関と連携し、できるだけ早く処理できるように努めます。



写真4.3.11 児童によるゴミ投棄への注意看板



写真4.3.12 不法係留船への警告看板